旧利別小学校跡地子育て支援施設等整備事業に関する
サウンディング型市場調査実施要領

令和７年９月８日
保健子育て課子育て支援係

１　調査目的

本事業は、池田町利別地域に所在する旧利別小学校跡地に、季節・天候を問わずに利用できる屋内遊び場や外でのびのびと遊べる屋外遊具を備えた屋外遊び場を整備するほか、発達に特性のあるこどもとその家族を支援する発達支援センター、親子が集まり交流できる地域密着型の子育て支援の場である地域子育て支援拠点、多世代・異年齢交流を図る交流スペースなどを整備する事業です。

今回、屋内遊び場や交流スペースの運営にあたっては、民間活力を導入した事業手法を検討することとしており、民間事業者の皆さまと意見交換を行うことで、実現性のある公募条件等を検討するため、サウンディング型市場調査を実施します。

２　事業概要

（１）事業目的

旧利別小学校は、閑静な住宅街に位置し、地域への愛着を育みながら「こどもを地域で育てる」ことを実践してきた施設です。この施設を活用してこども向けの屋内遊び場や屋外遊具を備えた屋外遊び場を整備するほか、発達支援センターや多世代交流スペースを整備することで、子育て環境の充実を図り、子育てを通じて「みんながつながる　ぼくらのいえ」として、地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

（２）施設整備のコンセプト・基本方針

『池田町の魅力あふれる子育ての拠点として、みんなが集まり、つながり、安心安全に過ごすことができる施設』

①　運動・体験ゾーン

親子が集い遊べる場として屋外施設・屋内施設を整備することにより、子育て環境の充実を図る。

②　発達支援・放課後デイゾーン

十分な広さの専用の相談・療育スペースなどを確保するとともに、発達支援センターの事

業所化（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の多機能型事業所）を整備することにより、療育や福祉サービスの充実を図り、こどもの育ちを支えるための地域づくりを推進する。

③　子育て支援ゾーン

スペースの狭あいを解決するとともに、発達支援センターやこどもの遊び場と併設して設置することにより、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進する。

④　一般ゾーン

地域住民に開放した交流スペースを設け、池田町民の誰もが利用できる施設整備とする。

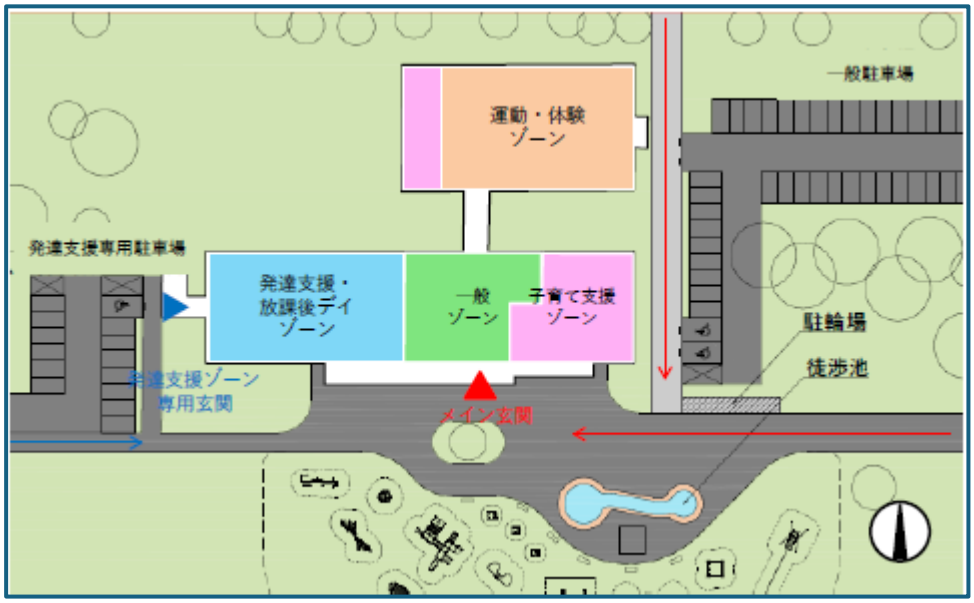

（３）施設概要・スケジュール等

参考資料１「旧利別小学校跡地子育て支援施設等整備基本設計報告書（概要版）」

①敷地概要

所在地	北海道中川郡池田町字利別西町 20 番地
敷地面積	約 24131.25 ㎡
地域・地区	都市計画区域内
用途地域	第１種中高層住居専用地域
防火地域	指定なし
その他地区地域	建築基準法第 22 条区域
基準建蔽率・容積率	60%・150%

②施設概要

場所	エリア名	運営方法
校舎１階	子育て支援ゾーン （事務所・相談室・会議室等）	直営
	発達支援・放課後デイゾーン	直営
	一般ゾーン	直営または民間運営（★）
校舎２階	子育て支援ゾーン （フリースクール・日中一時支援事業）	民間運営 ※調査対象外
体育館	運動・体験ゾーン	直営または民間運営（★）
	子育て支援ゾーン （地域子育て支援拠点事業）	直営 ※ただし、土日・祝日は乳幼児の遊び場スペースとなる。（★）

★が今回のサウンディング型市場調査の対象

③開館時間・休館日（予定）

開館時間	午前８時 45 分～午後５時 30 分 （最長で午後 10 時まで可）
休館日	【子育て支援ゾーン】【発達支援ゾーン】 土日・祝日・年末年始（12 月 29 日～１月３日） ★【一般ゾーン】【運動・体験ゾーン】 年末年始（12 月 29 日～１月３日）

④整備スケジュール

令和７年度	基本設計（完了） 実施設計
令和８年度	建物改修工事 既存施設解体工事 外構工事
令和９年度	建物改修工事 外構工事 ※施設オープンは令和９年８月予定。

３　サウンディング型市場調査の内容

（１）対象者

整備予定の子育て支援施設の中で、主に【一般ゾーン（交流スペース）】【運動・体験ゾーン（屋内遊び場）】の運営を主体的に実施する意向のある法人または法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者

②　地方自治法施行令第 167 条の４第２項に基づく池田町の入札参加制限を受けている者

③　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生・再生手続き中の者等、経営状態が著しく不健全である者

④　池田町の指名停止を受けている者

⑤　国税及び地方税に滞納がある者

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、当該暴力団の構成員（構成員でなくなった日から５年を経過していない者を含む。）、またはこれらの者と関係を有している者

（２）調査内容

①　運営方針

・運営方法について（指定管理・業務委託等）

・運営にかかる費用の目安について

・直営部分の清掃業務や敷地内の草刈業務等、施設の維持管理の対応可否について

・スタッフの資格種別と確保方策について

②　収益事業

・自主イベント等の収益事業の実施意欲

・実施意欲がある場合、その事業形態と実施条件等

③　その他町への要望

※　今回の調査では、主に施設の運営管理に関する内容についてご相談したいと考えていますが、ご希望があれば、それ以外の内容でも差し支えありません。

４　サウンディング型市場調査の手続き・実施方法

（１）参加申込方法

サウンディング型市場調査への参加を希望する場合は、様式１（エントリーシート）に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、下記担当あて電子メールにてご提出ください。

受付期間	令和７年９月８日（月）～10 月７日（火）
申込先	「６　申込・問い合わせ先」のとおり
現地見学	希望により随時実施（上記の受付期間中のうち平日のみ）

（２）実施日時の連絡

サウンディング型市場調査への参加申込をいただいた事業者の担当者あてに、実施日時を電子メールにてご連絡します。ご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

（３）実施方法

実施期間	令和７年 10 月 15 日（水）～10 月 31 日（金）
所要時間	１時間 30 分程度
実施場所	池田町保健センター（北海道中川郡池田町字西３条５丁目２－１）またはオンライン（Zoom）
その他	・調査は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。 ・実施に際して特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計３部ご持参ください。なお、オンライン形式の場合は事前にデータを電子メールにてご提出ください。 ・オンライン形式による場合は、アドレスを実施日時と合わせてご連絡します。

（４）結果の公表

サウンディング型市場調査の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称やノウハウに関する内容は公表しません。公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

５　留意事項

（１）参加事業者及び調査内容の取扱い

サウンディング型市場調査への参加実績は、事業者公募時等における評価の対象にはなりません。また、ご回答いただいた内容は、秘密保持を厳守し、本調査以外の目的には使用しません。

（２）費用負担

サウンディング型市場調査協力に関する書類作成・提出等に要するすべての費用は、参加事業者の負担とします。

（３）提出書類の取り扱い

提出書類は返却しませんが、結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的には使用しません。

（４）池田町からの提供資料の取り扱い

池田町が提供する資料については、サウンディング型市場調査への参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

（５）追加対話への協力

サウンディング型市場調査の終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

６　申込・問い合わせ先

担当部署	池田町保健子育て課子育て支援係
担当者	江口（えぐち）
電話番号	015-572-2100
e-mail	kosodate@town.hokkaido-ikeda.lg.jp
所在地	〒083-0023 北海道中川郡池田町西３条５丁目２－１